尚美学園大学研究者行動規範

尚美学園大学(以下「本学」という。)は、学術研究の信頼性及び公平性を確保するとともに、研究活動を行う機関としての社会的な責任を果たすため、本学において研究活動を行うすべての者(以下「研究者」という。)を対象として、以下のとおり尚美学園大学研究者行動規範(以下「行動規範」という。)を定める。

研究者は、行動規範に定める事項を遵守し、学術研究の適切なマネジメントに努めるとともに、広く 社会の発展に寄与するよう努めなければならない。

1 学術研究における不正行為の防止等

研究者は、自らの研究活動の立案、計画、申請、実施、報告等の過程において、研究データ、資料等の管理・保存等に関し、厳密な取扱いを徹底して、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行わないことはもとより、不正行為の発生を未然に防止するよう努めなければならない。

2 研究費の適正使用

研究者は、研究費の源泉が、学費のほか、国・地方公共団体等から交付される補助金・助成金及 び企業等から負託されたものであることを常に認識して、研究費ごとに定められた条件、ルール等 を遵守し、その適正使用に努めなければならない。

3 人権の尊重及び個人情報の保護

研究者は、本学におけるすべての研究活動において人権を尊重するとともに、研究過程において 入手した個人情報の保護に努めなければならない。

4 研究成果の公開・説明

研究者は、上記3に反しない範囲で、研究成果を積極的に公開するとともに、研究活動の透明性 を確保するため、当該研究の学術的・社会的意義について説明する義務を負う。

5 学術研究の適切なマネジメント

研究者は、研究データ、資料等の適切な取扱い及び管理・保存について責任を有するとともに、 円滑な研究の遂行に努めなければならない。